

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目等	気温	-	-	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)7.1 に定める方法
	水温	-	-	規格 7.2 に定める方法
	外観	-	-	規格 8 に定める方法
	臭気	-	-	規格 10 に定める方法
	透明度	-	-	規格 9 に定める方法
	透視度	-	-	海洋観測指針による方法
	pH	-	6.0～8.5	規格 12.1 に定める方法
	DO	0.5	2.0～7.5	規格 32 に定める方法
	BOD	0.5	1.0～10	規格 21 に定める方法
	COD	0.5	1.0～8.0	規格 17 に定める方法
目等	S	1	1～100	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「告示」という。)付表 8 に掲げる方法
	大腸菌群数	-	50～5000	告示別表 2.1(1)ア備考 4 に掲げる方法
	油分	0.5	検出値	告示付表 10 に掲げる方法
	窒素	0.05	0.1～1.0	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法
	全リン	0.003	0.005～0.1	規格 46.3 に定める方法
健康項目	カドミウム全シアン	0.001 0.1	0.01 検出値	規格 55 に定める方法 規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格 54 に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格 65.2 に定める方法
	砒素	0.005	0.01	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表 1 に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出値	告示付表 2 に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出値	告示付表 3 に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.02	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	0.03	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表 4 に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1, 43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格 34.1 に定める方法又は告示付表 6 に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は告示付表 7 に掲げる方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数 0.2259 を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数 0.3045 を、それぞれ乗じて求める。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに 0.01 mg/L とする。

区 分	項 目	報告下限値 (mg / L)	指針値 (mg / L)	測 定 方 法
要 監	ク ロ ロ ホ ル ム トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.006 0.004	0.06 0.04	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法 同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
視	p-ジクロロベンゼン	0.03	0.2	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定 方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保 全局水質規制課長通知、平成 5 年環水規第 121 号（以下 通知」という。）付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
項	ダ イ ア ジ ノ ン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
目	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オ キ シ ン 銅	0.004	0.04	通知付表 2 に掲げる方法
視	クロロタロニル	0.004	0.05	通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
項	E P N	0.0006	0.006	同上
	ジクロロルボス	0.001	0.008	同上
目	フェノブカルブ	0.002	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
視	クロロニトロフェン	0.0001	-	同上
	トル エ ン	0.06	0.6	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
項	キ シ レ ン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
目	ニ ッ ケ ル	0.005	-	規格 59.3 に定める方法又は通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法
	モ リ ブ デ ン	0.01	0.07	規格 68.2 に定める方法又は通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法
視	ア ン チ モ ン	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等 について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成 16 年環 水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号（以下「通 知 2」という。）付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
	塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	通知 2 付表 1 に掲げる方法
項	エピクロロヒドリン	0.0001	0.0004	通知 2 付表 2 に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.005	0.05	通知 2 付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
目	全 マ ン ガ ン	0.02	0.2	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法
	ウ ラ ン	0.0002	0.002	通知 2 付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
特 殊	フ ェ ノ ール 類	0.01	-	規格 28.1 に定める方法又は自動分析(4-アミノアンチピリン法)
	銅	0.01	-	規格 52.2 若しくは 52.4 に定める方法
項	亜 鉛	0.005	-	規格 53 に定める方法
	鉄 (溶 解 性)	0.1	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 57.2 に定め る方法又は規格 57.3 に定める方法
目	マンガン(溶解性)	0.05	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 56.2 に定め る方法又は規格 56.4 に定める方法
	ク ロ ム	0.02	-	規格 65.1 に定める方法
視	塩 素 イ オ ン	0.5	-	規格 35.1 及び 35.2 に定める方法又は自動分析(チオアンモニ 2 水銀法)
	ク ロ ロ フ ィ ル a	0.1(µg/L)	-	アセトン抽出、三色比色法
項	硫 化 水 素	0.1	-	メチレンブルーによる吸光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	-	規格 42 に定める方法又は自動分析(インドフェノール法)
目	植物プランクトン	-	-	静置濃縮法により同定、計数
	動物プランクトン	-	-	プランクトンネット濃縮法により同定、計数
等	全 亜 鉛	0.001	0.01-0.03	規格 53 に定める方法
	ク ロ ロ ホ ル ム	0.003	0.006~3	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 及び 5.3.1 に定める方法
水 保 全 生 項 目	フ ェ ノ ール	0.005	0.01~2	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施 行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成 15 年環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号（以下 「通知 3」という。）付表 1 に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	0.03	0.03~1	通知 3 付表 2 に掲げる方法